

大洲市では

## 第3子以降の小・中学生の通院医療費を助成しています！！

### ◎第3子以降の子どもが対象です

- ・健康保険に加入していること
- ・助成期間は15歳となる年の年度末まで



### ◎毎年度、事前に資格の登録をして、受給者証の交付を受けてください

- ・申請者は3人以上の子どもを扶養している大洲市在住の保護者

※手続きの詳細は下記をご覧ください

### ◎医療機関等で受診した時の自己負担分（健康保険適用分）を助成します

- ・交付された受給者証と健康保険証の提示が必須

※受診方法の詳細は裏面をご覧ください

#### 資格の登録申請をする

▽必要なものをそろえて、市役所保険年金課または各支所の窓口で申請してください。

登録が完了したら、受給者証が交付されます。

▽登録期間は、該当する年度の4月1日から翌年3月31日までです。

▽登録申請は、毎年度必要です。

必要なもの	確認事項
健康保険証	第3子以降の児童分
認め印	市内在住の保護者のもの。スタンプ印不可
3人以上扶養していることが分かるもの	例) 子ども全員分の健康保険証、源泉徴収票、確定申告書(写)など
マイナンバーの分かるもの	保護者と第3子以降の児童

裏面もあります→

### 医療機関等を受診する

- ▽医療機関等にかかる時に健康保険証と受給者証を提示することで、窓口での自己負担がかからなくなります（保険適用外の医療費や入院時の食事代等は助成対象外です）。
- ▽県外での受診や、受給者証の交付前に受診して自己負担の支払いがある場合は、大洲市へ医療費請求ができます。



### 医療費請求をする

- ▽必要なものをそろえて、市役所保険年金課または各支所の窓口で請求してください。
- ▽請求期限は診療月の翌月1日から2年間です。

必要なもの	確認事項
子ども医療費請求書	市役所保険年金課・各支所の窓口または大洲市ホームページでダウンロードできます
医療機関等の領収書（原本）	児童名と診療明細（点数等）が記載されたもの
対象児童の健康保険証	
対象児童の受給者証	
受給資格者の通帳またはキャッシュカード	受給者証に記載されている保護者名義のもの
認め印	スタンプ印不可

### 資格の登録申請（更新）をする

- ▽引き続き要件を満たす場合、毎年度登録申請が必要です。
- ▽登録期間は、該当する年度の4月1日から翌年3月31日までです。

必要なもの	確認事項
健康保険証	第3子以降の児童分
認め印	市内在住の保護者のもの。スタンプ印不可
3人以上扶養していることが分かるもの	例）子ども全員分の健康保険証、源泉徴収票、確定申告書（写）など

### 注意事項

- ▽入院される際は、限度額適用認定証の利用にご協力をお願いします。
- ▽学校での傷病や、交通事故による傷病等は助成対象とならない場合があります。

### 登録及び医療費請求窓口

大洲市役所 保険年金課 ☎ (0893) 24-1713    長浜支所 地域振興課 ☎ (0893) 52-1113  
肱川支所 地域振興課 ☎ (0893) 34-2311    河辺支所 地域振興課 ☎ (0893) 39-2111